

高知県地域スポーツ活性化推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則(昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。)第24条の規定に基づき、高知県地域スポーツ活性化推進事業費補助金(以下「補助金」という。)の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助の目的及び補助対象事業)

第2条 県は、地域スポーツコミッションの活動を通じたスポーツ合宿・キャンプ誘致、スポーツアクティビティの創出等によるまちづくり・地域活性化の取組の推進を図るため、一般社団法人高知県スポーツコミッション(以下「補助事業者」という。)が実施する事業(以下「補助事業」という。)に要する経費に対して予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象経費、補助率等)

第3条 補助対象経費、補助率等は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、算出された交付額に1,000円未満の端数が生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第4条 規則第3条第1項に規定する申請書及び関係書類は、次に掲げるとおりとし、知事に提出するものとする。

- (1) 補助金交付申請書(別記第1号様式)
- (2) 事業計画書(別記第2号様式)
- (3) 収支予算書(別記第3号様式)
- (4) 県税の滞納がない旨を証明する書面

(補助金の交付の決定)

第5条 知事は、前条の申請が適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、補助事業者に通知するものとする。ただし、当該申請をしたものが別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めるときを除く。

(補助金の交付の決定の取消し)

第6条 知事は、補助事業者が別表第2に掲げるいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助の条件)

第7条 補助事業者は、補助金の交付目的を達成するため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金の交付の決定を受けた補助事業について、次のいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ別記第4号様式による事業変更承認申請書及び別記第5号様式による変更予算書を提出し、知事の承認を受けること。
 - ア 補助金の交付決定額の増額
 - イ 補助金の交付決定額全体の20パーセントを超える減額
 - ウ 補助対象経費の事業区分ごとに配分された額の20パーセントを超える額の相互流用
 - エ 補助事業の内容を変更しようとするとき(当該事業の目的及び仕様に及ぼす影響が軽微である場合を除く。)
- (2) 補助事業を中止し、又は廃止しようとする場合は、別記第6号様式による事業中止(廃止)承認申請書を知事に提出してその承認を受けること。
- (3) 補助事業の収入及び支出を明らかにする帳簿及び証拠書類を整備し、補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管すること。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (6) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、補助金の

交付の目的に沿ってその効率的な運用を図らなければならないこと。

(7) 補助事業により取得した財産については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供する場合は、事前に知事の承認を受けなければならないこと。

(8) 前号の規定により知事の承認を得て財産を処分したことにより収入があった場合は、当該収入の全部又は一部を県に納付しなければならないこと。

(9) 補助金の交付を申請するに当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律226号）に規定する地方消費税の税率に乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して申請しなければならないこと。ただし、申請時において当該消費税仕入控除税額等が明らかでないものについては、この限りでない。

（概算払）

第8条 この要綱に定める補助金は、知事が必要があると認める場合は概算払をすることができる。

2 概算払を受けようとする補助事業者は、別記第7号様式による概算払請求書に概算払を必要とする理由を明らかにした書類を添えて知事に提出しなければならない。

（状況報告）

第9条 補助事業者は、補助事業の遂行状況について知事の要求があったときは、速やかに任意の様式による状況報告書を知事に提出しなければならない。

（実績報告書）

第10条 規則第11条第1項の規定による補助事業実績報告書は、別記第8号様式によるものとし、補助事業の完了の日若しくは中止若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日、又は補助事業実施年度の3月15日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 補助事業者は、第7条第9号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、前項の実績報告書の提出に当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

3 補助事業者は、第7条第9号ただし書の規定により交付の申請をした場合は、第1項の実績報告書を提出した後に、消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額を速やかに別記第9号様式により知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（情報の開示）

第11条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示するものとする。

（グリーン購入）

第12条 補助事業者は、補助事業の実施において物品等を調達する場合は、県の定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。

附則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条第3号及び第7号から第9号まで、第10条第3項並びに第11条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和6年4月4日から施行する。

附則

この要綱は、令和7年5月29日から施行する。

別表第1（第3条関係）

補助対象経費にかか る事業区分	費目	詳細	補助率及び 補助限度額
（１）インナー事業 多様な住民同士の 垣根ない交流拡大 を図るスポーツ教 室・イベント等の開 催、ウォーキングや 自転車等による住 民の外出を促進す る取組、オープンス ペース等を活用し たスポーツによる 賑わい創出等 （２）アウター事業 地域外からの通年 型の誘客拡大を図 るスポーツ合宿・キ ャンプやスポーツ 大会の誘致、スポー ツツーリズムコン テンツの創出等	諸謝金	外部の個人に依頼する事業実施の労務、会議出席、実技指導、単純労働、その他の労務（通訳等）に対して支払うものを対象とする（業者等との契約による場合は、雑役務費に計上すること）。 なお、過剰な旅費、人件費等、費目に著しい偏りがある場合は補助対象外となる場合があるため、留意すること。	定額 （ただし、 補助金限度 額は7,154 千円とす る。）
	旅費	航空機を使用する場合は、証拠書類として領収書及び搭乗半券が必要となるため、整理保存すること。 ※外部の者を招聘するための謝金として旅費を支給又は航空券、宿泊等を提供する場合は、旅費として計上すること。	
	消耗品費	各種事務用品、書籍類その他事業の実施に直接必要とする消耗品を補助対象とする。ただし、備品の購入はできないものとする。	
	印刷製本費	案内用のチラシ・パンフレット、事業終了後の報告書等の印刷製本に係る経費を補助対象とする。	
	通信運搬費	はがき・切手代、郵送料、宅配便等の料金、物品等梱包発送による運搬料等を補助対象とする。また、切手を購入する場合は、必要最小限の枚数とし受払簿等で適切に管理すること。なお、電話代及び通信料（インターネットを含む。）は補助対象外とする。	
	借料及び損料	会場借料、機械・物品・用具・器具・設備等の借料及びリース料（見積書・請求書等には、使用期間（時間）、数量等を記載のこと。）を補助対象とする。	
	雑役務費	会場設営、アンケート調査等に係るデータ集計・入力等の役務の請負に係る経費を補助対象とする。また、各経費の支出に係る銀行振込手数料、広告等掲載料（費用対効果を考慮し、過大な計上は補助対象外とする。）についても、雑役務費に計上すること。 また、取組の実施に当たって主催者として加入が必要となる保険料は補助対象とする（受講者・イベント参加者等の保険料は補助対象外とする。）。	
	会議費	会議を開催する場合のお茶代・弁当代等（弁当代は、日程の都合上必要となる食事であって、かつ、午前午後を通した3時間以上の場合のみ、支給することが可能）を補助対象とする。 なお、社会通念上常識的な範囲内とし、宴会等の誤解を受けやすい形態のもの、酒類や茶菓子等は補助対象外とする。 また、団体等の内部構成員のみで行うものや、開催通知や議事録等を作成しない打ち合わせなども補助対象外とする。	
	賃金	アルバイト等日々雇用の単純労務に当たる者に対する経費を補助対象とする。なお、雇用に当たっては、その必要性及び金額（人数、時間、単価）の妥当性を精査の上、実施業務の詳細と根拠資料を提出すること。	

別表第2（第5条―第7条関係）

- 1 暴力団（高知県暴力団排除条例（平成22年高知県条例第36号。以下この項において「暴排条例」という。）第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき。
- 2 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- 3 その役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあっては、代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員等であるとき。
- 4 暴力団員等がその事業活動を支配しているとき。
- 5 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその業務の補助者として使用しているとき。
- 6 暴力団又は暴力団員等がその経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- 7 いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- 8 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- 9 その役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- 10 その役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。